

平成22年10月8日

第2221号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（477・福祉政策課）…………… 1
- 保安林の指定解除予定通知（478・森林整備課）…………… 1
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（479・都市計画課）…………… 2
- 道路の供用開始（480・鹿角地域振興局建設部）…………… 2
- 道路区域の変更（481・北秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 道路区域の変更（482、483・秋田地域振興局建設部）…………… 3
- 道路の供用開始（484・雄勝地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 契約の相手方の決定に係る公告（情報企画課） 3件…………… 4
- 暖房用燃料単価契約に係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 5
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（仙北地域振興局農林部）…………… 5
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 6

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 6

告 示

秋田県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
真昼荘指定短期入所生活介護事業所	大仙美郷介護福祉組合 管理者	仙北郡美郷町本堂城回字若林119	介護予防短期入所生活介護	平成22年9月1日
デイサービスさくらんぼ	豊謙介護株式会社 代表取締役	男鹿市船越字那場掛106番地5	通所介護、介護予防通所介護	平成22年9月1日
デイサービスセンターなごむ	有限会社共林荘 代表取締役	横手市山内南郷字大弘川139番地1	通所介護、介護予防通所介護	平成22年8月1日
ショートステイ夕陽の郷	株式会社 アリビオ 代表取締役	由利本荘市石脇字田尻10-2	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成22年8月15日

秋田県告示第478号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 解除予定保安林の所在場所 由利本荘市鳥海町上笹子字三山2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第479号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐竹敬久

1 都市計画の種類

墓園

2 都市計画の案の名称

大館都市計画墓園(1号小柄沢墓園)の変更

3 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 大館市柄沢字小柄沢及び小柄沢山の一部

4 都市計画の案の縦覧場所

(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

(2) 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局建設部用地課

(3) 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6 大館市建設部都市計画課

5 都市計画の案の縦覧期間 平成22年10月8日(金)から同月22日(金)まで

秋田県告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	341号	鹿角市八幡平字永田上田表158番から149番まで

2 供用開始の期日 平成22年10月8日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年10月8日から同月21日まで

秋田県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	鷹巣川井堂川線	北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上1番5地先から字下夕川原94番1地先	10.30~21.20	0.647
	新	鷹巣川井堂川線	〃	16.70~38.10	0.638

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年10月8日から同月21日まで

秋田県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	男鹿半島線	男鹿市船川港椿字家ノ後12地先から字東63番1地先まで	9.00～10.00	0.075
	新	男鹿半島線	〃	9.00～17.00	0.075

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年10月8日から同月21日まで

秋田県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	男鹿半島線	A 男鹿市北浦西黒沢字穴ノ沢42番2地先から戸賀戸賀字小沢141番1地先まで	6.00～38.00	1.822
			B 〃	10.00～104.00	2.658
	新	男鹿半島線	男鹿市北浦西黒沢字穴ノ沢42番2地先から戸賀戸賀字小沢141番1地先まで	10.00～104.00	2.658

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年10月8日から同月21日まで

秋田県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	108号	湯沢市秋ノ宮字川井黒沢9番5地先内

2 供用開始の期日 平成22年10月8日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年10月8日から同月21日まで

次のとおり随意契約の相手方を決定したので公告する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 契約に係る名称及び数量
給与入力照合システム開発業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
企画振興部情報企画課 秋田県秋田市山王三丁目1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成22年9月27日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立情報システムズ 秋田支店
秋田県秋田市山王二丁目2番17号
- 5 契約金額
49,297,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
企画提案競技方式(プロポーザル方式)
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定したので公告する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 契約に係る名称及び数量
旅費計算支援システム開発業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
企画振興部情報企画課 秋田県秋田市山王三丁目1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成22年9月27日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立情報システムズ 秋田支店
秋田県秋田市山王二丁目2番17号
- 5 契約金額
19,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
企画提案競技方式(プロポーザル方式)
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定したので公告する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 契約に係る名称及び数量
物品調達システム開発業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
企画振興部情報企画課 秋田県秋田市山王三丁目1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成22年9月30日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
テクノ・マインド株式会社
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号
- 5 契約金額
125,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

企画提案競技方式（プロポーザル方式）

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に該当

暖房用燃料単価契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名、仕様及び購入予定数量

灯油（日本工業規格1号） 40,000リットル

重油（日本工業規格1種1号） 90,000リットル

(2) 契約期間

契約した日から平成23年3月31日まで

(3) 納入場所

秋田県庁

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局財産活用課（電話番号018-860-2732）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年10月8日（金）から同月21日（木）までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年10月21日（木）午前9時30分

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁地下1階財産活用課入札室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 入札の方法

入札は油種ごとに実施する。

入札金額は1リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- (1) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（大浦沼地区農地集積加速化基盤整備事業）換地計画書の写し
 (2) 縦覧期間 平成22年10月12日から同年11月9日まで
 (3) 縦覧場所 大仙市役所本庁及び神岡総合支所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、山城水系土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成22年9月30日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月八日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一にかは市本庁の項中「主幹、課長、センター長、所長」を「課長、センター長、所長、総務課の総務行政改革班班長及び人事管理班班長、企画情報課の企画情報班班長、財政課の財政班班長」に、「教育次長、主幹」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県
 購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
 印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
 秋田市山王七丁目5番29号
 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
 URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
 秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄